

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①資格管理②年金保険情報の確認③金融機関情報の確認④給付管理 <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務</p> <p>・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p> <p>・情報連携における公金受取口座情報取得に係る事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項 平成26年内閣府・総務省令第5号第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】13.16.26.30.47.64.65.87.116項 【情報照会】57項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12.19.35.36.44条 【情報照会】31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て包括支援室 子育て支援担当 TEL:0554-46-5113(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1.②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p>	事後	
平成30年6月1日	I 1.③システムの名称	Acrocacity福祉総合(児童扶養手当)システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	Acrocacity福祉総合(児童扶養手当)システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	健康子育て課長 小野田 波子	健康子育て課長 齊藤 浩稔	事後	
令和1年6月1日	I 5.②所属長の役職名	健康子育て課長 齊藤 浩稔	健康子育て課長	事後	
令和3年4月1日	I 8連絡先	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て支援担当 Tel:0554-46-5113(代表)	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て包括支援室 子育て支援担当 Tel:0554-46-5113(代表)	事後	
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	Acrocacity福祉総合(児童扶養手当)システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	児童扶養手当受給者台帳	受給者情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月4日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年5月10日	I 1.②事務の概要	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務</p>	<p>・児童扶養手当法に基づき、母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満の者)を監護している父・母、又は父・母に代わってその児童を養育している者に対する児童扶養手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資格管理 ②年金保険情報の確認 ③金融機関情報の確認 ④給付管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>・マイナポータルのお知らせ機能での通知事務 ・マイナポータルの電子申請機能での申請受付事務 ・情報連携における公金受取口座情報取得に係る事務</p>	事前	
令和5年5月10日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和5年5月10日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年12月3日時点	令和5年5月1日時点	事後	